

看護師の特定行為および特定行為実習の包括同意について

特定行為とは

特定行為とは、あらかじめ医師が定めた手順書により、特定行為研修を修了した看護師が実施する診療の補助行為です。

当院では研修を修了した看護師を「特定看護師」と呼び、専門的な知識及び技能を身につけた特定看護師が医師の指示を受けて安全に行っています。

当院で実施する特定行為

当院では研修を修了した看護師が、以下の特定行為を実施しています。

特定行為区分	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	人工呼吸器からの離脱
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
	膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理 （中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	創傷に対する陰圧閉鎖療法
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	橈骨動脈ラインの確保
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整

特定行為実習について

当院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修協力施設です。

看護師として一定の経験を有し、かつ専門的な研修を受けた者が、実習で医師の指導を受け、特定行為を実施することがあります。

特定行為の実施および特定行為実習の包括同意についてのお願い

特定行為の実施および特定行為実習については、個別の行為ごとに同意を得ることなく、ご了承（包括同意）いただいております。医師と連携し安全には十分に配慮して行いますが、患者さんはいつでも拒否を申し出ることができ、それにより何ら不利益を被ることはありません。

ご理解とご協力をお願いいたします。

特定行為の実施および特定行為研修における患者相談室

当院をご利用いただく患者さん及びご家族のみなさまからの、治療や入院生活、医療安全などさまざまなご相談やご意見を受け付けております。

プライバシーを保護し、対応させていただきます。お気軽にご利用ください。

<相談日および相談時間>

- 月曜日～金曜日 9：00～17：00 （祝日および年末年始を除く）
- 場所 地域医療連携室
- 窓口責任者 病院長 佐藤 洋
- 相談責任者 佐野 和子（地域医療連携室看護師長）